

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る申立人のB社における資格取得日は平成6年1月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月31日から6年1月1日まで
② 平成6年1月1日から同年1月5日まで

A社から、その関連子会社であるB社に平成6年1月1日付けで異動したにもかかわらず、厚生年金保険の空白期間があることに納得がいかないため、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された回答書、同社の元総務・経理担当者の証言内容、及び同社からB社に異動した従業員5人はいずれも1日付けで異動しており、両社における厚生年金保険の加入記録に空白期間が無いことから、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成5年11月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間当時、届出を誤ったとしていることから、事業主は

平成5年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、前述のA社から提出された回答書、同社の元総務・経理担当者の証言内容、及び同社からB社に異動した同僚5人の厚生年金保険の加入記録から、申立人は当該期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述のとおり、A社からB社に異動した同僚5人はいずれも1日付けで異動しており、両社における厚生年金保険の加入記録に空白期間が無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日を平成6年1月1日に訂正することが必要である。

愛媛厚生年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成4年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月31日から4年1月1日まで

昭和61年7月1日からA社に勤務し、平成3年12月31日に退職した。就職した昭和61年7月及び退職した平成3年12月の給与支払明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されており、申立期間においても厚生年金保険の被保険者であったと思うので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成3年12月の給与支払明細書上の保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成4年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを3年12月31日と誤って処理したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日及び同社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

昭和40年4月1日にA社に入社し、同年7月21日に同社C営業所に転勤となったが、申立期間において、厚生年金保険の加入期間が無いことが分かった。平成15年3月31日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る経歴証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務（昭和40年7月21日にA社本社から同社C営業所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和40年8月の標準報酬月額の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から50年1月まで
社会保険事務所(当時)から、「国民年金の受給資格を満たすため国民年金に加入し、過去の国民年金保険料をまとめて支払ったらどうか。」との電話があり、昭和50年4月ないし同年5月ころに、A駅近くの社会保険事務所を地図で探して出向き、過去の国民年金保険料80万円をまとめて納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月1日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるものの、申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿に記載されている申立人の国民年金被保険者資格取得日等については、当初、「昭和35年10月1日強制加入」となっているところ、当該記録が抹消され、「昭和50年2月1日任意加入」に訂正されていることが確認できる上、申立人が国民年金保険料をまとめて納付したとする50年4月ないし同年5月時点において、仮に、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって納付した場合の保険料額は、申立人がまとめて納付したと主張する保険料額と大きく相違する。

また、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間のうち、昭和36年4月から40年2月までの期間は、申立人は厚生年金保険被保険者の配偶者である上、42年4月から50年1月までの期間は、申立人は遺族年金受給者であり国民年金の任意加入期間であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 746

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から39年9月まで
申立期間においてA社B出張所に外務員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B出張所に外務員として勤務していたことは、申立人から提出されたC月報(写)、D月報(写)及び同僚の証言から、時期は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、A社B出張所の元営業部長は、「A社B出張所が独自に採用していた外務員は、厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。社員として本社で採用されていた所長と私のみが厚生年金保険に加入していた。」と証言している上、申立人が同事業所の同僚として氏名を挙げた10人のうち8人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無く、同名簿に厚生年金保険の加入記録が確認できる残りの2人は、当該記録は同社の別の出張所に勤務した期間に係る厚生年金保険の加入記録である旨証言していることから、同事業所は、申立期間当時、同事業所において採用した外務員について厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたものと考えられる。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険の適用事務はすべて本社で行っていたと思われる。先代の事業主から引き継いだ当社における厚生年金保険加入者の五十音別一覧表(写)の中に、申立人の氏名は無い。」と述べている。

さらに、A社に係る申立期間及び申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から29年10月1日まで
昭和21年10月から29年9月まで、A社においてB港の沈船の引き揚げを行っていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社においてB港の沈船の引き揚げを行っていた旨申し立てているが、申立期間当時、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同事業所に勤務していたことが確認できる元従業員のうち、連絡のとれた複数の元従業員は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人が当該期間に同事業所に勤務していた事実を確認することができない。

また、A社C支店は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の資料は無い上、当該期間当時の事業主及び事務担当者は連絡先が不明のため、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の氏名は確認できず、同事業所の健康保険被保険者番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 748

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月から 36 年 11 月ころまで
② 昭和 36 年 11 月ころから 38 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 2 月 18 日まで

申立期間①はA社B出張所に、申立期間②及び③は同社C出張所に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が、A社B出張所に外務員として勤務していたことは、当該期間当時同事業所に勤務していた同僚の証言から、時期は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、A社B出張所の元営業部長は、「A社B出張所が独自に採用していた外務員は、厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。社員として本社で採用されていた所長と私のみが厚生年金保険に加入していた。」と証言している上、申立人が同事業所において同僚として氏名を挙げた4人のうち3人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無く、同名簿に厚生年金保険の加入記録が確認できる残りの1人は、当該記録は同社の別の出張所に勤務した期間に係る厚生年金保険の加入記録である旨証言していることから、同事業所は、申立期間①当時、同事業所において採用した外務員について厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたと考えられる。

2 申立期間②及び③について、申立人が、A社C出張所に外務員として勤務していたことは、申立人から提出されたD月報(写)、E月報(写)及び申立人が記憶する同僚の証言から、時期は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、申立人がA社C出張所において同僚として氏名を挙げた1人は、「A社における外務員の給与は歩合給であり、給与額が一定ではないため、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。少なくとも入社から2年ないし3年経過後、希望者は厚生年金保険に加入することはあったと思う。」と述べている上、同社の事業主が先代の事業主から引き継いだとして保管している、同社における厚生年金保険加入者の五十音別一覧表（写）によると、申立人は、昭和38年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、同社において同日付けで厚生年金保険に加入したものと考えられる。

また、申立期間③当時、A社C出張所の同僚7人（申立人を含む。）のうち1人（元営業部長）は、昭和38年12月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失し、5人（申立人を含む。）は39年6月1日付けで同被保険者資格を喪失し、残る1人（女性事務員）は同年11月1日付けで同被保険者資格を喪失していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるところ、前述の同僚の1人は、「申立期間③当時、A社C出張所は、経営状態が思わしくなく、同事業所の営業部長が最初に退職した。私は営業部長の後任者として、本社と同事業所の存続について協議を行ったが、同事業所は廃止されることとなった。A社C出張所の廃止に伴い、男性職員は一斉に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと思う。女性従業員はA社C出張所の事務の後片付けのためしばらく残っていたのではないか。」と述べている。

さらに、A社C出張所は既に廃止されていることから、申立期間②及び③に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

- 3 A社に係る申立期間及び申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和38年6月1日から39年6月1日までの期間に係る加入記録以外に申立人の加入記録は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立期間①、②及び③において、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月末から同年 5 月ころまで
② 昭和 54 年 11 月ころから 55 年 1 月 31 日まで

申立期間①又は②において、A社で無線係として勤務していた。当時、事業主の妻が事務を行っていて、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、同社の本社機能を有していたB社の事業主の妻の証言から、時期は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、上記事業主の妻は、「時期は不明ではあるが、申立人はA社に2か月ないし3か月ぐらいアルバイトとして勤務していた。当時の社会保険に関してはあまり覚えていないが、申立人のように勤務期間が短い従業員は加入させていなかったのではないかと思う。」と証言している上、申立期間当時、A社又はB社に勤務し、厚生年金保険に加入していた従業員のうち連絡を取ることができた6人から、申立人に関する証言を得ることができず、そのうちの1人は、「勤務期間が短いと厚生年金保険に加入させていないと思う。」と証言しており、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがわれる。

また、A社及びB社は、平成 11 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、両社とも解散しており、申立期間①及び②当時の資料は無い上、事業主も既に死亡しており、申立人がそれぞれの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することはできない。

さらに、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 1 日から 12 年 6 月 30 日まで

A社に勤務していた期間の報酬月額について、事業主が非課税の通勤手当を含まずに算定基礎届を提出している。申立期間について、標準報酬月額の記録を41万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正してほしい旨申し立てているところ、申立人から提出された平成12年分源泉徴収票によると、社会保険料等控除の金額欄に記載された額（25万9,082円）は、オンライン記録によるA社における申立人の標準報酬月額（38万円）から計算された健康保険料及び厚生年金保険料に雇用保険料を加えた保険料額（平成12年1月から5月までの5か月分）とおおむね一致する上、12年度市県民税課税（所得）証明書によると、11年の社会保険料控除額は62万5,256円とされており、当該控除額は、申立人が主張する標準報酬月額41万円に見合う健康保険料及び厚生年金保険料を併せた年間の保険料額63万5,910円より低くなり、申立人が主張する標準報酬月額に見合う社会保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によるA社における申立人の標準報酬月額の記録と同社から提出された申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の標準報酬月額は一致しており、申立人に係る標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。